

## 史跡 磯浜古墳群保存活用計画（素案）パブリックコメント実施要綱

（令和5年7月25日教委告示第5号）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、本町に所在する史跡 磯浜古墳群に関して、適切な保存活用の方法を定める「史跡 磯浜古墳群保存活用計画（素案）」（以下、本計画）を策定することに伴い、広く町民等に情報提供し、その意見を反映するためのパブリックコメント手続きについて必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱において「パブリックコメント」とは、保存活用計画（素案）を策定する過程において、その案を広く公表して町民等から意見の提出を受け、その意見に対する大洗町教育委員会（以下、教育委員会）の考え方を公表することをいう。

2 この要綱において「町民等」とは、次に掲げるものをいう。

- （1）町内に住所を有する者
- （2）町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
- （3）町内の事務所又は事業所に勤務する者
- （4）町内の学校に在学する者
- （5）本町出身者や来訪したことがあるなど、本町との関係を有する者
- （6）上記（1）～（5）の外、磯浜古墳群の保存・活用に興味関心を持つ者

### （周知）

第3条 教育委員会は、パブリックコメント手続きを実施しようとするときは、町のホームページに掲載する方法等により、町民等への周知に努めるものとする。

### （基本構想案の公表）

第4条 基本構想案の公表は、町のホームページへ掲載するとともに、教育委員会生涯学習課窓口、大洗町第6回考古学企画展「磯浜古墳群を未来に」開催期間中の大洗町幕末と明治の博物館窓口での閲覧により行う。

### （意見の提出）

第5条 意見の提出方法は、持参、郵送、ファクシミリ及び電子メールにより行うものとする。

- 2 意見を提出しようとする町民等は、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）及び連絡先を明らかにしなければならない。
- 3 意見の提出期限は、当該保存活用計画（素案）を公表した日から起算して32日とする。
- 4 収集した個人情報については、大洗町個人情報保護条例（平成27年9月3日条例第23号）に従って適切に取り扱うものとする。

(意見の取り扱い)

第6条 教育委員会は、前条の規定により提出された意見について、その内容を十分検討し、必要に応じ保存活用計画(素案)を修正するものとする。

2 教育委員会は、期間内に提出された意見の概要、これに対する町の考え方及び保存活用計画(素案)が修正されたときは、当該修正案を公表するものとする。ただし、当該意見に大洗町情報公開条例(平成27年9月3日条例第24号)に規定する非公開情報が含まれている場合は、当該意見の全部又は一部を公表しないものとする。

3 前項の規定による公表については、第4条の規定を準用する。

(事務)

第7条 パブリックコメント手続きの事務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年7月25日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、史跡 磯浜古墳群保存活用計画を策定した日に、その効力を失う。